

和歌山大学紀雲会会則

制定 平成28年3月29日

(目的)

第1条 和歌山大学紀雲会（以下「本会」という。）は、和歌山大学が掲げる目的及び使命等の達成を支援することにより、和歌山大学の発展に寄与するとともに、会員相互の親交を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員間の情報交換・共有の促進
- (2) 和歌山大学の学生の諸活動に対する支援
- (3) 会員間の交流の支援
- (4) 和歌山大学の教育研究活動に対する支援
- (5) 和歌山大学の地域貢献活動に対する支援
- (6) 和歌山大学の国際化への活動に対する支援
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 本会の組織は、和歌山大学を支援する、保護者等で構成される後援会、卒業生等で構成される同窓会（それぞれ附属学校を含む。）、地域の企業・団体、個人、大学基金支援者・団体、本学教職員等で組織する。

(理事会)

第4条 本会に理事会を置き、次の各号の者で構成する。

- (1) 和歌山大学後援会会長
- (2) 和歌山大学同窓会会長
- (3) 和歌山大学学長
- (4) 和歌山大学顧問
- (5) その他本会が必要と認めた者 若干名

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

(会長)

第6条 会長は、第4条の構成員の中から互選で決める。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、別に定める。

(会議)

第9条 本会の会議は、開催日の2週間前までに、構成員に対して期日、場所等を適切な方法により周知する。

2 本会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 本会の運営及び事業に係る方針の策定等

(2) 会員間の交流内容

(3) 和歌山大学への支援内容

(4) その他会長が必要と認める事項

(総会)

第10条 本会の総会は、毎年10月の第4土曜日に行う。

(事務局)

第11条 本会に、その業務を処理するため、和歌山大学紀雲会事務局（以下「紀雲会事務局」という。）を置く。

2 紀雲会事務局は、和歌山大学内に置く。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。